最終更新日：2021年4月2日

レカム株式会社
代表取締役社長 伊藤　秀博
問合せ先：取締役執行役員ＣＦＯ　砥綿　正博
証券コード：3323
http://www.recomm.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業経営における透明性および健全性を高めるべく、業績向上のためのグループ各事業会社への監督強化、コンプライアンスの徹底、リスクマネジメントの強化等を重要課題として位置付けております。
また、経営監督機能と業務執行機能を明確にするため、執行役員制度を導入するとともに、監査等委員会設置会社に移行しております。
さらには、株主および投資家の皆さまに公平でタイムリーな情報提供を実施し、透明な経営を実現するために、積極的かつ迅速な情報開示を行うよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しておりますので、記載すべき事項はありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
伊藤　秀博	5,000,000	6.15
株式会社エフティグループ	2,000,000	2.46
亀山　与一	1,038,500	1.28
日本証券金融株式会社	904,900	1.11
有限会社ヤマザキ	630,000	0.77
楽天証券株式会社	520,500	0.64
清水　直也	505,000	0.62
井上　聡	500,000	0.61
奥西　明	486,100	0.60
神林　茂	412,000	0.51

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	卸売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

・当社の海外子会社であるレカムビジネスソリューョンズ（大連）株式有限公司は、中華人民共和国の新興市場である「新三板」に上場しております。
・当社は、当該子会社を含むグループ各社の経営の自主性・独立性を保持しつつ、経営会議等において各社の経営計画およびその進捗状況等に関して審議、検証を行うとともに、グループの中枢として当社の管理部門が業務指導を行うなど、グループ各社が一体となったグループ経営を推進しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大嶋　祐紀	他の会社の出身者					△						
三宅　伊智朗	他の会社の出身者											
山口　義成	他の会社の出身者											
嶋津　良智	他の会社の出身者	△										

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大嶋　祐紀		○	過去において当社の主要な取引先の業務執行者でありましたが、現在は当該取引先とは関係のない立場であり、また、同氏と当社との間に取引関係等は一切ありません。	豊富な経験と知見を有しており、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと考えております。また、同氏は海外でのビジネス経験が極めて豊富であり、今後の当社グループの海外事業の拡大にその経験が活かされるものと判断し、社外取締役に選任しております。 （独立役員指定理由） 一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、同氏の承諾と取締役会の承認を得たため、独立役員に指定しております。

三宅　伊智朗		○	―――	豊富な経験と知見を有することから取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと考えております。また、外資系金融関連企業や有力格付会社での豊富なマネージメント経験が、今後の当社グループの事業拡大や組織体制の整備などに寄与するものと判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定理由) 一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、同氏の承諾と取締役会の承認を得たため、独立役員に指定しております。
山口　義成	○	○	―――	豊富な経験と知見を有しており、取締役会の透明性の向上および監督、監査機能の強化に繋がるものと考え、社外取締役(監査等委員)に選任しております。 (独立役員指定理由) 一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、同氏の承諾と取締役会の承認を得たため、独立役員に指定しております。
嶋津　良智	○	○	当社の取締役を退任後、当社または子会社の役員または使用人等でなかった期間が10年を超えておりますので、社外取締役の要件を満たしております。	過去に当社の取締役として経営に関与しており、また、豊富な経験と知見を有することから取締役会の透明性の向上および監督、監査機能の強化に繋がるものと考え、社外取締役(監査等委員)に選任しております。 (独立役員指定理由) 一般株主と利益相反の生じるおそれのない社外取締役であり、同氏の承諾と取締役会の承認を得たため、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する組織として監査室を置き、業務執行取締役および執行役員等の指揮命令を受けないものとされております。なお、監査室に関する人事異動、組織変更等の最終的な決定に際しては、監査等委員会の同意を得ることとされています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、内部監査室および会計監査人は、監査予定や監査結果報告等についての定期的な協議の実施を含め、意見交換、監査の立会いなどを通じた緊密な相互の連携の強化により、監査の実効性および品質の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役との間に特別の利害関係を有しないことから、社外取締役4名全員を独立役員として指定し、東京証券取引所に届出しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、「全員経営」を社是としており、当社株式の株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主と共有するという仕組みとすることで、業績向上と株価上昇（企業価値の向上）への意欲や士気を一層高めることを目的として、ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

発行済株式数に対する一定割合を限度に、株主総会の承認を得たうえで付与することとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第27期事業年度（2019年10月1日～2020年9月30日）における取締役の報酬等の総額は以下のとおりであります。
取締役（監査等委員を除く）（社外取締役を除く）　81百万円
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）　11百万円
取締役（社外取締役）　14百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役に対する報酬は、株主総会でご承認いただいている報酬限度総額以内において、業界他社、企業規模および業績等を考慮し、監査等委員でない取締役に対する個別の報酬については取締役会で、監査等委員である取締役の個別報酬については監査等委員会においてそれぞれ決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役との連絡窓口は、業務監査部が担当しており、取締役会の開催事務連絡、議案資料の事前配布等を行っております。
なお、定時取締役会の開催期日は予め年間予定が定められており、また、各回の開催に際しては、開催日の3営業日前に開催日時、議案、会議資料を電子メールにて配信しております。また、必要に応じて詳細資料の提供等を実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の取締役会は監査等委員である取締役3名を含め8名で構成されており、その半数の4名は社外取締役で占められております。
取締役会は、定時取締役会を原則として月に1回開催するほか必要に応じて開催し、経営上の重要事項の決定や取締役および執行役員からの業務執行の報告を行っております。さらに、執行役員会が原則として週1回開催されており、取締役会より委任を受けた事項について協議のうえ決定しております。また、監査等委員会が設置されており、原則として月1回開催することとされております。監査等委員は取締役会その他重要会議に出席するほか、監査等委員会で定めた方針、計画に従い、会社の業務や財産状況の調査、取締役の業務執行の状況等を監査・監督しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、2015年5月の改正会社法の施行を受けて、社内で協議を重ねた結果、取締役会の監督機能の強化によるコーペレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、取締役会において議決権を行使することができる監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）を選任し、中長期的な企業価値向上を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するとの結論に至り、2015年12月開催の第22期定時株主総会において、監査等委員会設置会社へ移行するための定款変更をご承認いただき、監査等委員会設置会社となっております。また、2018年12月開催の第25期定時株主総会において、社外取締役2名を新たに選任し、現在、取締役会を構成する8名のうち半数の4名が社外取締役という体制になり、コーポレート・ガバナンスのモデルとして例示されている3類型のうち「社外取締役を中心とした取締役会」となっており、当社の経営規模等から見て、現状において最適なガバナンス体制であると考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2020年12月開催の第27期定時株主総会においては、開催日の3週間前の12月4日に発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	2017年12月開催の第24期定時株主総会について、インターネットによる議決権の行使を可能とし、2018年12月開催の第25期定時株主総会からは、スマートフォンによるQRコードを用いた議決権の行使についても可能としており、第27期定時株主総会においても同様であります。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家を対象とした説明会を年間複数回開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期ならびに第2四半期の年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	アナリスト・機関投資家向けの定期説明会終了後、当該説明会にて使用した資料を掲載しております。また、適時開示資料、決算短信等についても掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務本部にIR・広報を専任する担当者を置いております。	
その他	定時株主総会終了後、当社取締役社長らによる事業説明会を開催しております。（第27期に関しては、新型コロナウイルスの感染予防対策として、Webでの公開に切り替えて実施しています。）	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	レカム企業倫理規程を制定し、そのなかで各ステークホルダーごとの立場および関係について規定しております。
その他	企業理念において「お客様へのサービス等を通じての社会貢献」を謳っており、従業員による日々の企業理念唱和の実施を含め、従業員に対して様々な機会を通じてステークホルダーの立場尊重についての意識徹底を図っております。 （女性の活躍状況） 当社は、採用・昇進・昇格等のすべてにわたり、性別、国籍、年齢等を問わず、実力に応じた評価、登用がされており、多くの女性が活躍しております。現在、当社の役員には女性はおりませんが、連結子会社の役員に女性が2名登用されております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定め、当該方針に基づいて、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) コンプライアンスに対する取り組み

当社グループは、役職員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会規範および企業倫理を遵守した行動をとるため、「企業理念」「社是」「価値基準」を定め、全役職員に周知徹底を行っております。また、遵守すべき法令等をまとめた「コンプライアンスマニュアル」の見直しを定期的に行い、全社員に対し教育を行っております。

(2) 職務執行の適正性および効率的に行われることに対する取り組み

取締役会を原則として毎月１回開催し、各議案についての審議、職務執行状況の報告・監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されているものと考えております。また、取締役会とは別に、定期的に執行役員会および経営会議が開催され、社内情報の一元化と業務推進および定期的な報告と確認を行うことで迅速な業務執行が可能な体制となっております。

(3) 当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み

当社グループにおきましては、定期的に開催される経営会議に子会社役職員が出席し、当社グループの業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。

(4) 海外子会社の業務の適正性に対する取り組み

海外の子会社については、担当役員を現地に派遣し定期的な監督を実施するとともに、提出された報告資料や定期的に開催される電話会議等により、業務遂行状況のモニタリングを行っております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

レカムグループ企業倫理規程において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては毅然とした行動をとるものとし、一切の関係を遮断する。」「経済的利益を提供するなど、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為を行わない。」旨を定め、全従業員に周知徹底を図っております。

当社では、不当要求に対する対応部署（総務部）を定め、事案の発生時には関係行政機関、顧問弁護士等との緊密な連携・連絡のうえ、速やかに対応する体制を整備しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

リスク管理担当役員を任命し、コンプライアンス、労働衛生、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布わ行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視および全社的な対応は、リスク管理担当役員の管掌のもと総務担当部門が行うこととしております。また、コンプライアンスマネジメント委員会を設置し、全社的リスク管理の進捗状況のレビューを実施し、その結果は取締役会に報告されております。

〔会社情報の適時開示に係る社内体制の概要〕
1．当社は、会社法に規定する監査等委員会設置会社であり、かつ、取締役会については半数を、監査等委員会については過半を社外取締役が占める構成となっており、経営に対する監督、監査機能の透明性と客観性が担保されているものと考えております。また、当社は執行役員制度を採用しており、この体制のもと、取締役会は経営の基本方針を決定し、執行役員による業務執行を監督する一方、会社の業務執行に関する権限は取締役会から執行役員に大幅に委譲され、意思決定、業務執行の迅速化を図っております。

2．当社の会社情報の適時開示に係る管理体制につきましては、情報開示担当役員を長とし、各部門長によって構成する「社内情報管理委員会」を設置し、原則週1回の定例会議の開催により、社外専門家のアドバイスを含め、①新規および潜在開示情報の精査、②既存開示情報に関する追跡調査、③適時開示全般に関する習熟と社内への啓蒙活動、等社内の情報全般を掌握することとしております。具体的な適時開示のフローは次のとおりになります。
(1) 会社情報（投資者の投資判断に重要な影響を与える事実や決算情報等）は、代表取締役、取締役会、社内情報管理委員会を経て、財務本部のIR・広報専任担当者に伝達され、TDnetを利用して東京証券取引所に対して適時開示を行います。
(2) 決定事実、発生事実に関する情報は、社内各部門から代表取締役、取締役会、社内情報管理委員会に伝達され、審議、承認を経たのち、IR・広報専任担当者に伝達され、適時開示を行います。
(3) 決算情報については、主として財務経理、経営管理部門が作成し、代表取締役、取締役会の審議、承認を経てIR・広報専任担当者に伝達され、適時開示を行います。
(4) 内部監査部門は、業務執行のプロセスが適正、かつ有効に機能しているかを監査し、代表取締役、監査等委員会に報告します。
(5) IR・広報専任担当者は、東京証券取引所に対して適時開示を行うとともに、適時開示後すみやかに当社ホームページにも同一資料を掲載しています。

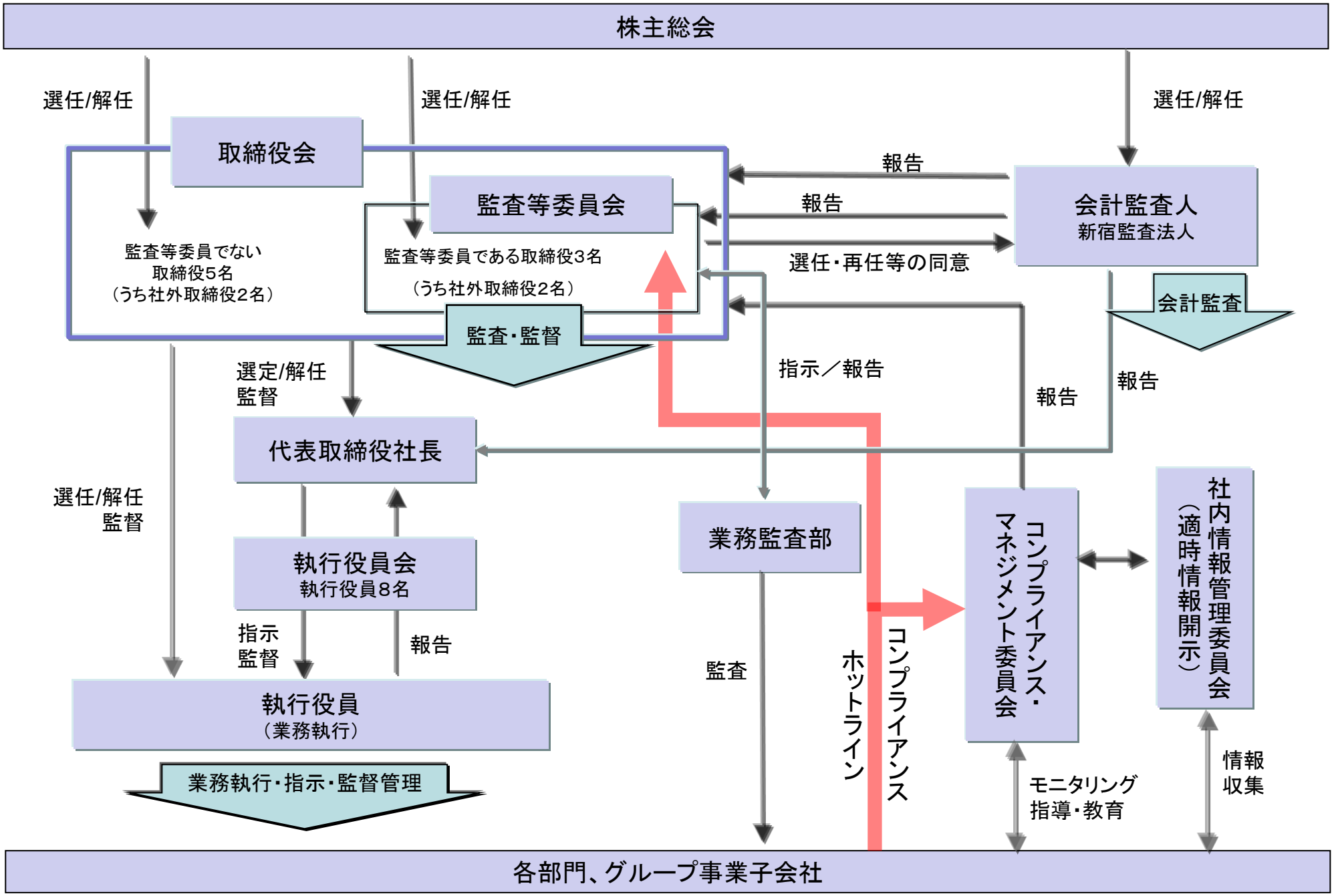
株主総会
選任/解任
取締役会
監査等委員でない
取締役5名
（うち社外取締役2名）
選任/解任
監査等委員会
監査等委員である取締役3名
（うち社外取締役2名）
監査・監督
選任/解任
報告
報告
選任・再任等の同意
会計監査人
新宿監査法人
会計監査
選定/解任
監督
代表取締役社長
指示／報告
報告
報告
選任/解任
監督
執行役員会
執行役員8名
指示
監督
報告
執行役員
（業務執行）
業務執行・指示・監督管理
業務監査部
監査
ホットライン
コンプライアンス
コンプライアンス・
マネジメント委員会
社内情報管理委員会
（適時情報開示）
モニタリング
指導・教育
情報
収集
各部門、グループ事業子会社